

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に規定する書類
(吸収合併消滅会社の事前開示書類)

東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号
A R I G A T O 株式会社

吸収合併消滅会社の事前開示書類

東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号

A R I G A T O株式会社

代表取締役 田中 裕輔

A R I G A T O株式会社株式会社(以下「当社」又は「吸収合併消滅会社」といいます。)は、令和 8 年 8 月 17 日に、東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号所在のジェイドグループ株式会社(以下「吸収合併存続会社」といいます。)との間で吸収合併契約(以下「本吸収合併契約」といいます。)を締結し、令和 8 年 10 月 1 日を効力発生日として、本吸収合併契約に基づき吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行うことを決定いたしました。

本吸収合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容(会社法第 782 条第 1 項)

別紙 1 の吸収合併契約書(写し)のとおりです。

2. 会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 号)

本吸収合併において、吸収合併存続会社は、当社の株主に対して、株式その他金銭等の交付を行いませんが、現時点で吸収合併存続会社は当社の完全親会社であり、金銭等の交付の有無にかかわらず吸収合併存続会社の株式価値に実質的な変化は生じないため、かかる取扱い及び割当てを行わないことは相当であると考えております。

3. 会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 3 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 3 号イ)

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局長に提出しております。最終事業年度(令和 8 年 2 月期)に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 3 号ロ)

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 3 号ハ)

該当事項はございません。

5. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 4 号)

該当事項はありません。

6. 本吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 5 号)

吸収合併存続会社の最終事業年度の末日（令和 8 年 2 月 28 日）現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っております。また、当社の最終事業年度の末日（令和 8 年 2 月 28 日）現在の貸借対照表における資産の額は金 270,611 千円、負債の額は金 215,139 千円であり、資産が負債を上回っております。さらに、当社が本吸収合併により吸収合併存続会社に承継する予定の資産及び負債の見込額を勘案しても、本吸収合併後も吸収合併存続会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておられません。したがって、現時点においては、効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務について、吸収合併存続会社による履行の見込みに問題はないものと判断しております。

以上

別紙 1 吸収合併契約書

(添付のとおり)

吸收合併契約書

吸収合併契約書

ジェイドグループ株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号、以下、「甲」という）と ARIGATO 株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号、以下、「乙」という）とは、両会社の合併に関して、次の通り契約する。

第 1 条（存続会社と解散会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第 2 条（新株の割当）

乙の株式総数 100 株は、甲が全株所有しているため、甲はこの合併によって新株の発行割当を行わないものとする。

第 3 条（資本金及び準備金の額）

甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないことから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第 4 条（効力発生日）

合併が効力を発生する日を令和 8 年 10 月 1 日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 5 条（引き継ぎ）

乙は、その作成による合併効力発生日時の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐ。

第 6 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第 7 条（従業員）

- ① 甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。
- ② 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算

し、その他の事項については甲乙協議の上決定する。

第8条（解散費用）

乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（規定外条項）

本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

令和8年8月17日

甲： ジェイドグループ株式会社
東京都渋谷区元代々木町30番13号
代表取締役 田中 裕輔

乙： ARIGATO 株式会社
東京都渋谷区元代々木町30番13号
代表取締役 田中 裕輔

別紙 2 吸収合併消滅会社の計算書類等

(添付のとおり)

貸 借 対 照 表

(1 ページ目)

企業名 A R I G A T O 株式会社

2026 年 02 月 28 日 現在

< 資産の部 >		< 負債の部 >	
科 目	金 額	科 目	金 額
単位	円	単位	円
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	10,747,428	通常の取引に関連して発 02	
売掛金 (純額)	254,747,225	未払金	141,306,751
売掛金	254,747,225	未払法人税等	53,435,800
たな卸資産	1,853,911	未払消費税等	19,541,500
原料及び材料		預り金	855,147
原材料及び貯蔵品	8,170	流動負債	215,139,198
仕掛品及び半成品			
仕掛品	1,845,741	< 負債 >	215,139,198
前払費用	114,949		
流動資産	267,463,513	< 純資産の部 >	
【固定資産】		【株主資本】	
投資その他の資産		資本金	1,000,000
前各号に掲げられるも 01		資本剰余金	
繰延税金資産	3,147,614	資本準備金	0
投資その他の資産	3,147,614	その他資本剰余金	19,500,334
固定資産	3,147,614	資本剰余金	19,500,334
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	34,971,595
		その他利益剰余金	34,971,595
		利益剰余金	34,971,595
		株主資本	55,471,929
		< 純資産 >	55,471,929
< 資産 >	270,611,127	< 負債純資産 >	270,611,127

【凡例】この表示はシステムで付与しました。お客さまから送付された情報には含まれていません。
： 科目名見切れ (別表「補足情報」参照)

損 益 計 算 書

(1 ページ目)

企業名 A R I G A T O 株式会社

自 2025 年 06 月 02 日 から
至 2026 年 02 月 28 日 まで

科 目	金	額
単位		円
【営業活動による収益】		
売上高		
売上高		447,596,066
【営業活動による費用・売上原価】		
商品売上原価	169,761,381	
【売上総利益又は売上総損失 ()】		277,834,685
【販売費及び一般管理費】		
広告宣伝費	198,424	
福利厚生費	10,364	
通信費	14,611	
租税公課	63,358	
支払報酬	10,250,458	
支払手数料	154,987,912	
販売促進費	4,590,649	
会議費	1,131,137	
旅費及び交通費	84,192	
荷造運賃	877,468	
少額備品費	166,644	
新聞図書費	81,325	
銀行手数料	137,730	
情報処理費	825,678	
人材派遣料	3,149,100	
【営業利益又は営業損失 ()】		101,265,635
【営業外収益】		
受取利息	77,968	
雑収入	217,193	
営業外収益		295,161
【経常利益又は経常損失 ()】		101,560,796
【税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()】		101,560,796
【法人税等】		66,589,201
法人税等調整額	12,851,619	
法人税等	53,737,582	

【凡例】この表示はシステムで付与しました。お客さまから送付された情報には含まれていません。
： 科目名見切れ (別表「補足情報」参照)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

企業名 A R I G A T O株式会社

自 2025 年 06 月 02 日 から
至 2026 年 02 月 28 日 まで
単位：円

1	株主資本等変動計算書	
2	株主資本	
3	資本金	
4	当期首残高	1,000,000
5	当期末残高	1,000,000
6	資本剰余金	
7	資本準備金	
8	当期首残高	0
9	当期末残高	0
10	その他資本剰余金	
11	当期首残高	19,500,334
12	当期末残高	19,500,334
13	資本剰余金合計	
14	当期首残高	19,500,334
15	当期末残高	19,500,334
16	利益剰余金	
17	その他利益剰余金	
18	当期首残高	0
19	当期変動額	
20	当期純利益	34,971,595
21	当期変動額合計	34,971,595
22	当期末残高	34,971,595
23	繰越利益剰余金	
24	当期首残高	0
25	当期変動額	
26	当期純利益	34,971,595
27	当期変動額合計	34,971,595
28	当期末残高	34,971,595
29	利益剰余金合計	
30	当期首残高	0
31	当期変動額	
32	当期純利益	34,971,595
33	当期変動額合計	34,971,595
34	当期末残高	34,971,595
35	株主資本合計	
36	当期首残高	20,500,334
37	当期変動額	
38	当期純利益	34,971,595
39	当期変動額合計	34,971,595
40	当期末残高	55,471,929

企業名 A R I G A T O株式会社

[illegible]

補 足 情 報

財務諸表 種別	番号	出力情報
貸	01	前各号に掲げられるものの外、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属するもの以外の長期資産
貸	02	通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

【凡例】

財務諸表種別：〔 共 〕 各財務諸表共通 〔 貸 〕 貸借対照表 〔 損 〕 損益計算書 〔 製 〕 製造原価報告書
 〔 処 〕 損益金処分計算書 〔 株 〕 株主資本等変動計算書 〔 社 〕 社員資本等変動計算書
 番号 ：財務諸表内の見切れ箇所に印字されている 印付き番号に対応します。
 出力情報 ：財務諸表で表示し切れない科目名等を出力します。